

議案第 77 号

栗山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

栗山町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 14 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「96,000 円」を「240,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

栗山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(交付額) 第 3 条 政務活動費は、年額<u>96,000円</u>とし、毎年度 4 月 1 日 (以下「基準日」という。)に在職する議員に対し交付する。 2 及び 3 略	(交付額) 第 3 条 政務活動費は、年額<u>240,000円</u>とし、毎年度 4 月 1 日 (以下「基準日」という。)に在職する議員に対し交付する。 2 及び 3 略